

～中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロ）の認定を申請される方へ～

主な認定要件

1. 本店登記地（個人事業主の場合は主たる事業所の所在地）が富津市内であること。
2. 申請者が、法第2条第5号第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であること。（指定業種については、中小企業庁ホームページによりご確認ください。）
3.
 - （1）最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、
 - （2）最近1か月の原油等平均仕入単価が前年同月に比して20%上昇していること、
 - （3）最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること。

必要書類

- ☐ 認定申請書 2通
- ☐ 売上高比較表
- ☐ 最近3か月分と前年同期の3か月分の原油等に係る仕入価格と数量を確認できる書類（仕入伝票、請求書 等）
- ☐ 最近3か月分と前年同期の3か月分の売上高が確認できる資料（試算表、売上台帳 等）
- ☐ 商業登記簿謄本、または、履歴事項全部証明書の写し※3か月以内のもの
- ☐ 直近期の決算書の写し【法人の方】
- ☐ 直近の確定申告書の写し【個人の方】
- ☐ 許認可証の写し（許認可の必要な業種の場合）
- ☐ 委任状（代理人が申請する場合）
- ☐ 事業内容が具体的にわかる資料（取り扱っている製品、サービス等、業種や事業内容が具体的にわかる資料があればご提出ください。）
- ☐ 最近1か月における指定業種の売上原価が企業全体の売上原価の20%を占めていることが確認できる書類 ※（ロ）－（2）で申請する場合のみ

-
- ・上記の書類を富津市役所商工観光課にご提出ください。
 - ・上記の書類で確認が不十分な場合、別の書類をご提出いただくこともございます。
 - ・保証の申込については、市の認定を受けた日から30日以内（土日含む）に、金融機関又は信用保証協会へ行う必要があります。